

重要事項説明書
尼崎医療生協 看護小規模多機能型居宅介護 虹のきずな のご案内
(2025 年 7 月 1 日現在)

1. 法人の概要

法人格 法人名	生協法人 尼崎医療生活協同組合
代表者氏名	理事長 大澤 芳清
法人所在地 電話番号等	〒660-0033 尼崎市南武庫之荘 11 丁目 12-1 電話 06-6436-9500(代表) FAX 06-6436-9511
法人設立年月日	1969 年 9 月 13 日
法人 HP	https://amagasaki-hewcoop.jp
定款の目的に定めた事業	1. 組合員の疾病を診療する事業 2. 組合員の生活に有用な共同施設を設置し、組合員に利用せしめる事業 3. 組合員の疾病予防と健康管理に関する事業 4. 組合員の衛生知識の普及啓蒙を図る事業 5. 組合員の健康に関する生活の改善、文化の向上を図る事業 6. 組合員及び組合従業員の組合業務に関する知識の向上を図る事業 7. 老人福祉法・老人保健法及び介護保険法のいずれかに基づく老人保健・老人福祉に関する業務 その他これに付随する業務 *すべての事業は、兵庫県から「員外利用」の許可を受けている
営業所等	8. 尼崎医療生協病院・介護老人保健施設ひだまりの里・萌クリニック・本田診療所・ナニワ診療所・長州診療所・東尼診療所・潮江診療所・あおぞら生協クリニック・生協歯科・訪問看護ステーション葉の花・訪問看護ステーションすずらん・訪問看護ステーションはるかぜ・尼崎市中央西包括支援センター・尼崎市立花北包括支援センター・看護小規模多機能型居宅介護 虹のきずな

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所概要

(1)事業所の概要

事業所名称		看護小規模多機能型居宅介護 虹のきずな
介護保険指定事業所番号		2893001681
事業所所在地		兵庫県尼崎市南武庫之荘 12 丁目 20 番 3 号
連絡先		電話：06-6439-6920 FAX: 06-6439-6921
管理者氏名		松田 隆馬
開設年月日		2025 年 7 月 1 日
併設事業		萌クリニック・訪問看護葉の花
相談担当者名		相談担当者：漆谷 貴子
アクセス		JR 立花駅下車 徒歩 15 分
事業の実施地域		武庫地区 大庄地区・立花地区も相談に応じます
設備	宿泊室	個室 9 床
	食堂兼居間	69.09 m ²
	浴室	特殊浴槽 1 槽
	トイレ	多目的トイレ 3 か所
	静養室	ベッド 5 床

(2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、法令遵守と質の向上を目指し、福祉の増進を図る事を目的とします。
運営の方針	①この事業所が実施する事業は、利用者が要介護及び要支援状態等となった場合においても、可能な限りその有する能力に応じ、看護小規模多機能を行います。 ②利用者の身体清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。 ③利用者の意思、及び、人格や尊厳を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ④事業に当たっては利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護サービス事業者、保健医療サービス及び、福祉サービスを提供する者との連携に努めます。 ⑤介護保険法及び関連する法律を遵守し、施行規則の運営基準に則り事業運営を行います。 ⑥自らの看護小規模多機能サービスの質の評価・向上に努めます。 ⑦高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進を行います。

(3)営業時間・利用定員

営業日・営業時間	365 日 24 時間
通所サービス	7:30 ～ 20:00
宿泊サービス	20:00 ～ 7:30
訪問看護サービス	24 時間連絡対応制
訪問介護サービス	随時
登録定員	29 名
通所サービス利用定員	18 名
宿泊サービス利用定員	9 名

(4)事業所の職員体制

従業者の職種	員数	職務の内容
管理者	1 名	当該事業所の従業者の管理、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	1 名	①利用に関する市町村への届出の代行 ②居宅サービス計画の作成 ③看護小規模多機能型居宅介護計画書の作成 ④日常生活上の相談、助言 ⑤地域包括支援センターや他の関係機関との連絡、相談
介護職	3 名以上	利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行います。

		また、宿泊に対して 1 名以上の夜勤を配置します。その他自宅で暮らしている利用者に対して宿直または夜勤 1 名以上を配置します。
看護職員	2.5 名以上(うち 1 名以上は常勤)	①利用者の主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスを提供します。 ②利用者の療養上の世話又は必要な診療の補助 ③主治の医師との密接な連携により、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復が図られるよう看護サービスを提供します。 ④看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成及び主治医への定期的な報告をします。

* 上記は、法令に準じた人数を記していますので、実際の職員数とは異なります。

3. 提供するサービス内容及び料金

当事業所では、居宅サービス計画に沿って作成した看護小規模多機能計画に基づき以下のサービスを提供します。

(1)サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
通いサービス	事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の介護や機能訓練及び主治医の指示に基づき適切な看護サービスを提供します。
訪問サービス	(介護サービス) 利用者の自宅に訪問し、食事や排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。 (看護サービス) 看護師等が利用者の自宅に訪問し、主治医の指示書に基づき利用者の心身・日常生活及び家庭環境等を勘案して、状態把握・介護相談・指導・療養環境の整備・医療処置・妥当適切な必要な診療の補助の看護サービスを提供します。
宿泊サービス	当事業所に宿泊していただき、食事、排泄等日常生活上の介護や機能訓練及び主治医の指示に基づき適切な看護サービスを提供します。
看護サービス	主治の医師の指示に基づき、主治の医師との密接な連携により通所時・泊り時・訪問時に下記の看護サービスの提供を行います。 ・病状、全身状態の観察 ・清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助 ・褥瘡の予防、処置 ・リハビリテーション ・主治の医師のよる医療処置、妥当適切な必要な診療の補助、医療器具の装着や交換、管理 ・患者へのターミナルケア及びその家族に対する援助 ・家族への介護指導
ケアマネジメント	・利用者の居宅サービス計画および利用者の心身の状況、希望およびそのおかれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した指定看護小規模多機能型居宅介護計画の作成 ・援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または利用者もしくはその家族等の要請に応じて、居宅サービス

	計画および指定看護小規模多機能型居宅介護計画を変更します。 ・医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
短期利用居宅介護	① 宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること。 ② 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認められる場合であって、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。 ③ 利用の開始にあたって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。 ④ 尼崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の従業者の員数を置いていること。 ⑤ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、週平均1回に満たない場合、又は登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定の単位数の100分の70に相当する単位数を算定していないこと。

(2)利用料その他の費用の額等

※看護小規模多機能型居宅介護費/月	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	12447 単位	¥13,132	¥26,263	¥39,395
要介護2	17415 単位	¥18,373	¥36,746	¥55,118
要介護3	24481 単位	¥25,827	¥51,655	¥77,482
要介護4	27766 単位	¥29,293	¥58,586	¥87,879
要介護5	31408 単位	¥33,135	¥66,271	¥99,406
短期利用居宅介護費（日）	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	571 単位	¥602	¥1,205	¥1,807
要介護2	638 単位	¥673	¥1,346	¥2,019
要介護3	706 単位	¥745	¥1,490	¥2,234
要介護4	773 単位	¥816	¥1,631	¥2,447
要介護5	839 単位	¥885	¥1,770	¥2,655

※月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より増減があった場合であっても、日割りでの割引または増額は致しません。

※月途中から登録した場合または月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払頂きます。なお、この場合「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当該事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

加算項目		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
居宅サービス計画に基づいて算定	初期加算/日	30 単位	¥32	¥63	¥95
	認知症加算（Ⅱ）/月	890 単位	¥939	¥1,878	¥2,817
	認知症加算（Ⅳ）/月	460 単位	¥485	¥971	¥1,456
	認知症・心理症状緊急対応加算/日（7日限度）	200 単位	¥211	¥422	¥633
	若年性認知症利用者受入加算（介護）/月	800 単位	¥844	¥1,688	¥2,532
	栄養改善加算/回（2回限度/月）	200 単位	¥211	¥422	¥633
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（1回/6月）	20 単位	¥21	¥42	¥63
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（1回/6月）	5 単位	¥5	¥11	¥16
	口腔機能向上加算（Ⅰ）2回/月	150 単位	¥158	¥317	¥475
	口腔機能向上加算（Ⅱ）2回/月	160 単位	¥169	¥338	¥506
	退院時共同指導加算/回	600 単位	¥633	¥1,266	¥1,899
	緊急時対応加算/月	774 単位	¥817	¥1,633	¥2,450
	特別管理加算Ⅰ/月	500 単位	¥528	¥1,055	¥1,583
	特別管理加算Ⅱ/月	250 単位	¥264	¥528	¥791
	ターミナルケア加算/月	2500 単位	¥2,638	¥5,275	¥7,913

加算項目		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
事業所として算定	栄養アセスメント加算/月	50 単位	¥53	¥106	¥158
	看護体制強化加算Ⅰ/月	3000 単位	¥3,165	¥6,330	¥9,495
	看護体制強化加算Ⅱ/月	2500 単位	¥2,638	¥5,275	¥7,913
	訪問体制強化加算/月	1000 単位	¥1,055	¥2,110	¥3,165
	総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）/月	1200 単位	¥1,266	¥2,532	¥3,798
	排泄支援加算（Ⅰ）/月	10 単位	¥11	¥21	¥32
	排泄支援加算（Ⅱ）/月	15 単位	¥16	¥32	¥47
	排泄支援加算（Ⅲ）/月	20 単位	¥21	¥42	¥63
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)/月	3 単位	¥3	¥6	¥9
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)/月	13 単位	¥14	¥27	¥41
	科学的介護推進体制加算/月	40 単位	¥42	¥84	¥127
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)/月	10 単位	¥11	¥21	¥32
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）/月	750 単位	¥791	¥1,583	¥2,374
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※短期利用者 /日	25 単位	¥26	¥53	¥79
※上記自己負担額に、介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 1ヶ月の総単位数に14.6%を乗じた単位数					
※上記の料金は、法定単位数に基づいて算出しています。加算の合算により若干の誤差が生じます。ご了承ください。					

減算項目

減算項目		単位数	要介護1～3	要介護4	要介護5
医療による訪問看護の減算	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合(1月につき)	要介護1～3 925 単位	¥9,759		
		要介護4 1850 単位		¥19,518	
		要介護5 2914 単位			¥30,743
	特別指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合(1日につき)	要介護1～3 30 単位	¥317		
		要介護4 60 単位		¥633	
		要介護5 95 単位			¥1,002

介護給付の対象とならない費用(自費)

宿泊に要する費用	宿泊費	2,500円	
食事に要する費用	朝食	昼食・おやつ	夕食
	300円/回	700円/回	700円/回
	※医師の指示等により上記の食事の提供ができない場合は、当該利用者様の状態に応じた以下のような方法での食事等の提供に変更します。 ①可能であれば家族様の方で利用者様の状態に応じた食事の準備をお願いします。この場合は食事に要する費用はいただきません。 ②当事業所において上記食事に要する費用相当で準備できる栄養補助食品の提供が適切である場合は、この方法で提供させていただきます。 ③②の費用が上記食事に要する費用より安価である場合は、実費をいただきます。		
おむつ代	おむつ・紙パンツ等 100円 パット50円		
理美容代	実費		
その他	日常生活において通常必要となるものにかかる費用		

利用料金は、介護報酬について厚生労働大臣が告示した額とします。厚生労働大臣の告示が改定告示される場合がございます。利用月に該当する告知上の額とします。報酬の加算届け出等により、報酬額が変更される場合がございます。大臣告示の内容に従って加算届が受理された場合、受理内容により利用料金に変更になる場合がございます。

御負担分の利用料金については、料金改定のつど、ご通知させていただきます。

(3)支払い方法

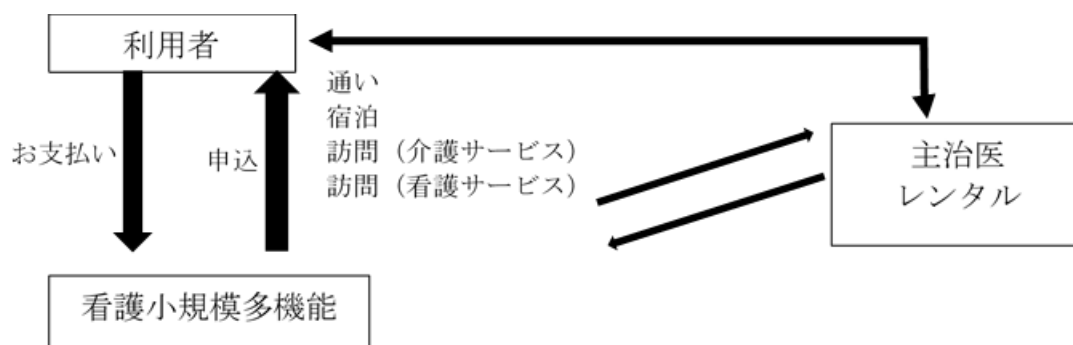
毎月20日すぎに、前月分の請求書を発行しますので、その月の翌月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、自動振り替え、銀行振り込みの2方法があります。利用契約時にお選びください。

現金による窓口での支払いは原則、ご遠慮いただいておりますのでご了承ください。

振込み先	三菱 UFJ 銀行 わかたけ支店 普通 3 0 0 2 7 2 4
口座名義人	尼崎医療生活協同組合

4. サービス提供の手順



※介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。利用者の住所変更があった場合や要介護度に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。お知らせいただけない場合は、介護保険にて請求ができないため利用者にサービス利用費用の10割請求させていただく場合があります。

5. 利用にあたっての留意事項

喫煙・飲酒	健康管理上、禁止しています。
火気の取り扱い	マッチ、ライター等の所持は防火管理上、禁止しています。
設備・備品の利用	使用法に従ってご利用頂きます。これによらない利用によりは損が生じた場合、弁償いただく場合がございます。
所持品・金銭・貴重品等の持ち込み	所持品にはご記名ください。多額の金銭、指輪やネックレスなどの貴重品はご家庭で管理してください。
ペットの持ち込み	衛生管理上、禁止しています。
食事・おやつ類の持ち込み	栄養管理上、特別の事情がない限り食事、おやつ類の持ち込みは禁止しています。
営利行為、宗教、政治活動等	営利活動、宗教、政治活動の他、他の利用者やその家族等に迷惑が及ぶ行為・活動は一切禁止とします。

6. 虐待の防止について

(1)事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
①虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底します。

②虐待防止の為の指針を整備します。

③虐待を防止するための事業従事者に対する研修の実施をします。

④前3号に掲げる措置を実施するための担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 松田 隆馬
-------------	-----------

⑤その他虐待防止のために必要な措置をとります。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを尼崎市に通報するものとする。

7. 身体拘束について

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ

るときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また当事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
非代替性	身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
一時性	利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 当事業所及び当事業所の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 当事業所は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 当事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 当事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 当事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者、身元引受人又は利用者もしくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

◇協力医療機関等

サービス利用中、利用者の状態が急変した場合等には速やかに当事業所に対応を行います。

当事業所において対応が困難な場合は下記の医療機関に協力をいただき速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関	尼崎医療生協病院 尼崎市南武庫之荘 12-16-1 電話：06-6436-1701 萌クリニック 尼崎市南武庫之荘 12-12-1 電話：06-6434-5231
協力歯科医療機関	生協歯科診療所 尼崎市稲葉荘 4-6-27 電話：06-6436-1724

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定短期入所要領介護サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して損害を賠償するものとします。当事業所が加入している損害保険は下記の通りです。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保証の内容	医療・介護業務上の事故 身体に関わる事故 財物に関わる事故 情報に関わる事故

利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

11. サービス提供などの記録

① 看護小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。

② 利用者は、当事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。複写物の交付については1枚10円の手数料をいただきます。

③ 当事業所は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

④ 前項は、当事業所が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

12. 非常災害対策

① 当事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

③ 当事業所は年2回避難、救出その他必要な訓練を行います。

防火管理者氏名	荒川 聡子
防火設備	スプリンクラー、補助散水装置、消火器、非常用発電、非常放送設備、自動火災報知装置、誘導灯など

13. 衛生管理など

当事業所は利用者等の衛生管理の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとします。
2. 事業所において、食中毒及び感染症が発生しないように努め、蔓延しないように次に掲げる措置を講じるものとします。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ③ 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
3. 事業所内は、空調設備等により適温等を確保するよう努めます。

14. サービス提供に関する相談、苦情について

利用者及び身元引受人は、当事業所の提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

●当事業所のお客さま相談・苦情窓口

担当責任者	管理者 松田 隆馬
苦情担当者	相談員 漆谷 貴子
相談の方法	電話及び FAX 又は面談
受付日時	(月)～(金) 9:00 ～ 17:00 土曜日・日曜日・国民の祝日を除く
電話番号	06-6439-6920
FAX 番号	06-6439-6921

担当者の変更をご希望の場合は、担当責任者が調整のうえ、適切な対応を行います。

●当事業所以外の相談・苦情窓口

尼崎市健康福祉局介護保険事業担当	〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1 TEL：06-6489-6143 FAX：06-6489-7505
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	〒650-0021 神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801 TEL：078-332-5617 FAX：078-332-5650

15. 情報公開

- ①事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号、以下「解釈通知」という。）第3の八の4の（6）に基づき、情報公表、運営推進会議において公表します。
- ②前項に定める内容は解釈通知により定める事項及び当事業所が提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族（過去に利用者であった者及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む。）にかかる内容はこれに該当しません。

16. 業務継続計画の策定に関する事項

当事業所は感染や災害の発生時においても業務を継続する為、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
4. 優先度によりサービスを中止、延期、調整させていただくことがあります。

17. 運営推進会議の開催に関する事項

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受ける為、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

運営推進会議

構成：利用者や利用者の家族、住民の代表者、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護サービスについて知見を有する者等

開催：概ね2ヶ月に1回

議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

18. 暴力団排除

尼崎医療生活協同組合ならびに看護小規模多機能型居宅介護管理者は暴力団員等ではないとともに暴力団との関わりを持たないこととする。

2. 運営は暴力団等の支配を受けないこととする。

19. その他の事項について

● 重要事項の変更について

重要事項の内容に変更があった場合は、書面にて交付し、口頭にて説明を行い、ご利用者もしくは身元引受人に同意の確認を行います。

20. 重要事項説明の年月日等

重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	時
重要事項説明書の説明場所	自宅	・	当施設	・その他：

上記内容について、「尼崎市指定施設サービス事業者の指定並びに指定施設サービス等の事業の人

員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	兵庫県尼崎市南武庫之荘 12 丁目 12-1
	法人名	尼崎医療生活協同組合
	代表者	理事長 大澤 芳清
	事業所名	尼崎医療生活協同組合 看護小規模多機能型居宅介護 虹のきずな
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	〒 - 尼崎市
	氏名	

* 上記署名は（ ）（続柄 ）が代行しました。

身元引受人	住所	〒 -
	氏名	
	利用者との関係	

身元引受人と同じ場合は下記に記載不要。

立会人	住所	〒 -
	氏名	
	利用者との関係	

◇緊急時の連絡先

緊急時もしくは事故発生時の場合は(身元引受人・立会人)へ連絡致します。